

文京区議会申し合わせ事項

陳情書の取扱いについての一部改正 新旧対照表

改正案	現行
陳情書の取扱いについては、議長においてその取扱いを決定し、 <u>全議員</u> に速やかに配付することとする。	陳情書の取扱いについては、議長においてその取扱いを決定し、 <u>議長、副議長及び議会運営委員会委員</u> に速やかに配付することとする。